【タイ】タイにおける商標権および著作権侵害品の輸出、輸入および通過に関する税関局告示第 106/2565 号の改正案に対する意見公募について

2026 年 9 月 11 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイにおける商標権および著作権侵害品の輸出、輸入および通過に関する税関局告示第 106/2565 号の改正案に対する意見公募について、お知らせいたします。

2026 年 9 月 24 日まで、商標権および著作権侵害品の輸出、輸入および通過に関する税関局告示第 106/2565 号の改正案に対する意見募集が行われております。主な改正点は以下の通りです。

1. 税関局データベースに登録する商標権・著作権情報の有効期間
（現行）
申請受理日から 3 年、または商標権・著作権保護期間の残存期間
※有効期間満了日の 30 日前までに更新申請が可能。
（改正案）
承認日から 2 年、ただし商標権・著作権保護期間を超えないこと
※有効期間満了日の 30 日前までに更新申請が可能。

2. 権利者による侵害確認書の提出と法的手続要請の期限、およびその延長可能期間
（現行）
税関職員から通知を受けた日から 3 日以内。延長手続により最長 10 日まで延長が可能。
（改正案）
税関職員から通知を受けた日から 24 時間以内。延長手続により最長 72 時間まで延長可能。

情報公開日
2026 年 8 月 25 日

URL 等
https://www.law.go.th/listeningDetail?survey_id=ODA1MERHQV9MQVdfRlJPTlRFTkQ=

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。